

令和3年度地域づくりによる介護予防推進支援事業  
広島県アドバイザー派遣実施要領

1 目的

地域づくりによる介護予防推進支援事業に係る広島県アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、市町における介護予防事業（住民運営の通いの場）に向けた支援を行い、地域における介護予防を推進することを目的とする。

2 実施主体

広島県及び広島県地域包括ケア推進センター

3 派遣先

市町

4 事業内容

アドバイザーは、市町における介護予防事業（住民運営の通いの場）の推進のため、市町に次の事項に係る助言、指導及び援助を行う。

- (1) 住民運営の通いの場の立ち上げ支援に関する事。
- (2) 住民運営の通いの場の継続支援に関する事。
- (3) 住民運営の通いの場の評価に関する事。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項に関する事。

5 アドバイザーの派遣

市町長は、アドバイザーの派遣を希望する場合、原則として実施1か月前までに派遣申込書(様式第1号)を、県保健所(支所)を通じて広島県健康福祉局健康づくり推進課長(以下「健康づくり推進課長」という。)に提出するものとする。ただし、広島市は、健康づくり推進課長に提出するものとする。

6 派遣の報告

市町長は、派遣実施報告書(様式第2号)により、実施後速やかに県保健所(支所)を通じて健康づくり推進課長に提出するものとする。ただし、広島市は、健康づくり推進課長に提出するものとする。

7 経費

この事業に要する経費(報償費及び旅費)は、実施主体で負担する。

8 事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで